

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する
取組項目 1 成年後見制度の利用を支援する

[事業番号 50]

制度利用促進の中核となる機関の設置

1 事業内容

国の成年後見制度利用促進基本計画に定められた「中核機関」とは、成年後見制度の相談支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発など、成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関である。

練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」は練馬区における成年後見制度推進機関として、相談・支援や周知・啓発等を行っている。

令和 2 年度からは、中核機関の運営主体として、区と協働しながら、練馬区における成年後見制度利用促進に向けて更に取組を進めている。

2 目標（令和 6 年度末）

- ・ 中核機関運営

3 令和 2 年度の実績

- ・ 区報や社協だよりへの掲載や N P O 法人との協働による区民向け講演会などを開催し、成年後見制度の周知を図った。相談件数は増加し、延べ 1,861 件の相談があった。
- ・ 地域で連携して支援が必要な方を支えるため、専門職や関係機関がケース検討を行う検討支援会議を 9 回開催した。
- ・ 支援体制の充実を図るため、専門職・行政関係者による、ねりま成年後見ネットワーク連絡会を開催し情報共有や意見交換を行った。また、中核機関の運営や制度の利用促進を図るため、利用促進協議会を 5 回開催した。
- ・ 後見業務を担う意欲のある区民が市民後見人として活動できるよう市民後見人養成研修を実施した。令和 2 年度末までの市民後見人の受任件数は 24 件だった。

4 令和 3 年度の実績

- ・ 区民向け講演会や勉強会等を開催し、制度の周知普及を図る。
- ・ 専門職や地域包括支援センター等による検討支援会議を、毎月 1 回実施し、困難事例への支援方法の確認や支援後の経過報告、後見人等候補者の検討等を行い、必要な人を適切な支援につなげていく。

- ・ ねりま成年後見ネットワーク連絡会の第1回（8月開催）は、感染症拡大防止のため書面開催となった。権利擁護のネットワークづくりを進めるため開催を継続していく。また、中核機関の運営や成年後見利用促進を図るため、専門職や学識経験者、行政機関等による利用促進協議会を定期的に開催する。
- ・ 市民後見人養成研修は、感染症拡大防止のため、実施時期や内容を変更して実施している。また、市民後見人の受任については、身上保護中心で複雑な問題がないなどの要件にあてはまる場合は、受任に向けた調整を行い、市民後見人の活用についての取組を強化する。